

傷病手当金を支給します

新型コロナウイルス感染症の療養のために労務に服することができなくなった方に傷病手当金を支給します。

ただし、給与の全部または一部を受け取ることができない場合は、傷病手当金の支給額が調整される場合や、支給されない場合があります。

▼対象
市国民健康保険および後期高齢者医療保険に加入している被用者（給与等の支払いを受けている）で、新型コロナウイルス感染症に感染した、もしくは発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のため連続4日以上労務に服すること

被保険者証は大切に 被保険者証の一斉更新

国民健康保険および後期高齢者医療制度の被保険者証が8月に更新されます。

新しい被保険者証は、7月末日までに書留郵便で郵送されますので、8月1日(土)からご使用ください。

また、有効期限を過ぎた被保険者証は市役所に返却するか、破棄をお願いします。

1人1枚のカード式になっていますので携帯に便利です。

特定健康診査

◆集団特定健康診査は中止します

市内の公共施設で行う集団特定健康診査は、短時間に数百人の受診者が密集することから、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、全日程を中止します。

集団健診を予定していた方にはご迷惑をお掛けしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

◆個別特定健康診査について

市内外の契約医療機関で実施しています。最新情報は、市ホームページでご確認ください。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、体調が良い時にマスクを着用して受診してください。

▼対象▶特定健康診査の対象の方

ができない方

▼支給対象日数

労務に服することができなくなった日から数えて4日目以降の労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日数

▼支給額

直近の継続した3か月間の給与の合計額÷就労日数×3分の2×支給対象日数

令和2年1月1日から9月

が、紛失する方も増えていきます。再発行できますが、大切に管理してください。

▼新しい被保険者証の有効期限

8月1日(土)から1年間

※短期被保険者証は除く

■市民課国保班

0475(70)0334

■市民課高齢者医療年金班

0475(70)0336

30日(水)の間で、療養のために労務に服することができない期間

※入院が継続する場合等は、最長1年6か月まで。

▼提出書類

・国民健康保険に加入の方
国民健康保険傷病手当金支給申請書(世帯主記入用、被保険者記入用、事業主記入用、医療機関記入用)

後期高齢者医療に加入の方



▲国民健康保険被保険者証



▲後期高齢者医療被保険者証

支給申請書(被保険者記入用：様式第29号の2・3、事業主記入用、医療機関記入用)

※対象者によって必要な申請書が異なりますので、事前にご相談ください。

▼申請書は市ホームページに掲載しています。郵送でも受け付けます。

■市民課国保班

0475(70)0334

■市民課高齢者医療年金班

0475(70)0336

【契約医療機関】

医療機関名	所在地	電話番号
市立大網病院	富田884-1	0475(70)1082
うじはらクリニック	みやこ野1-2-1 サエグサビル201	0475(73)3320
駒込クリニック	駒込1659-1	0475(72)8800
鈴木クリニック	四天木乙2827-21	0475(71)2033
錦織メディカルクリニック	みやこ野1-4-5	0475(72)0214
橋本医院	みずほ台1-29-13	0475(72)0134
ふるがき糖尿病循環器クリニック	みどりが丘3-1-2	0475(70)0801
ますほ内科クリニック	北飯塚345-1	0475(70)8800
浅井病院	東金市家徳38-1	0475(58)1407
九十九里病院	九十九里町片貝2700	0475(76)8282
さんむ医療センター	山武市成東167	0475(82)2521

金を持参して受診。

③受診した翌月末までに、市が結果を郵送。

※食事、採尿等の事前準備は、各医療機関の指示に従ってください。

▼実施期間▶令和3年3月31日(水)まで(要予約)

※新型コロナウイルスの影響

0475(70)0334

0475(70)0336

ねんきんナビ

国民年金保険料の免除申請を受け付けています

国民年金保険料を納付することが困難な場合に、保険料の納付が免除・猶予される「保険料免除制度」や「納付猶予制度」があります。

保険料の未納が続くと、万一の障害や死亡といった不慮の事態の際に障害基礎年金や遺族基礎年金が受け取れないなどの不利益が生じる場合がありますのでご注意ください。

令和2年7月から令和3年6月までの保険料については、7月1日から免除・猶予の申請を受け付けています。

免除については、過去2年分まで(申請月の2年1か月前の月まで)申請することができます。

失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたことなどにより未納期間がある方は、市民課高齢者医療年金班または年金事務所まで手続きを行ってください(郵送による申請も可能です)。

※新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合にも免除申請が可能です。詳細は問い合わせください。

▶申請に必要なもの=本人確認できるもの、印鑑、基礎年金番号が分かるもの
※失業等で申請を行う方は、雇用保険受給資格者証(雇用保険被保険者離職票)等を持参してください。

◆「納付・全額免除・一部免除・納付猶予」と未納の違い

	納付	全額免除	一部免除	納付猶予 ※3(学生納付特例)	未納
老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間に...	含まれる	含まれる	含まれる ※2	含まれる	含まれない
老齢基礎年金額の計算に...	含まれる	含まれる ※1	含まれる ※1・2	含まれない	含まれない

※1 保険料を納めた場合と比べ、受け取る年金額が以下のとおりとなります(平成21年4月以降の免除期間)。

- ・全額免除:2分の1
- ・4分の3免除:8分の5
- ・半額免除:4分の3
- ・4分の1免除:8分の7

※2 一部免除については、減額された保険料を納めないと未納と同等の扱いとなります。

※3 平成28年7月1日より、納付猶予制度の対象年齢が30歳未満から50歳未満に拡大されました。

■市民課年金事務所 043(242)6320
市民課高齢者医療年金班 0475(70)0336

地域包括支援センターだより

「成年後見制度とは」

成年後見制度とは認知症等によって、判断能力が不十分な方が社会で不利益を受けることがないよう保護・支援をする制度です。

成年後見制度には「任意後見制度」と「法定後見制度」の2種類があります。

◆任意後見制度

自らが元気なうちに、判断能力が低下した時に備え、契約で支援者や支援内容を決めておく制度です。

契約は公証人が作成する公正証書によって結びます。本人の判断能力が低下した場合、家庭裁判所へ任意後見監督人の選任申し立てを行い、任意後見監督人が選任されてから、任意後見人の支援が開始されます。

◆法定後見制度

判断能力が不十分になった方へ、家庭裁判所が支援者を選定し、本人を保護する制度です。

本人の判断能力に応じて、「①補助(重要な取引行為を一人で行うことが不安な人)」、「②保佐(普段の買い物はできるが、重要な行為はできない人)」、「③後見(普段の買い物ができない人)」

の3種類に分けられます。

制度を利用するためには、本人の住所地を管轄する家庭裁判所へ「申し立て」を行います(住所地が本市の場合は、「千葉家庭裁判所 八日市場支部」が管轄)。

申し立てができるのは、本人、配偶者、四親等内の親族(親、祖父母、子、孫、兄弟姉妹等)に限られます。

申し立てをするための書類は、裁判所のホームページからダウンロードすることができます。

預貯金や不動産等、自分自身の財産を管理することが難しい、介護や福祉のサービスが必要な状態でも自分で適切な契約ができない等、日ごろの生活や将来の暮らしに不安があるときは、成年後見制度の利用を考えてみましょう。

地域包括支援センターでは、高齢者の相談窓口として、成年後見制度の説明や各種相談を受け付けています。自宅等に訪問することもできますので、お気軽にご相談ください。

■地域包括支援センター

0475(70)0439